



福岡医発第1886号(地)
平成29年10月16日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

障害年金の診断書の様式変更及び障害年金制度の周知依頼について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、障害年金に係る障害の程度の認定については、国民年金・厚生年金保険障害認定基準により行われております。

今般、血液・造血器疾患による障害の障害認定基準の見直しに伴い、障害年金の診断書（血液・造血器の障害用）の様式が変更されることから、別添のとおり広報資料が作成され、厚生労働省年金局事業管理課給付事業室より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

【添付資料】

- ・ 障害年金の診断書（血液・造血器疾患による障害）を作成する医師の皆さまへ（2種類）
- ・ 改正後の診断書
- ・ 障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項
- ・ 「診断書を作成する医師・医療機関の皆さまへ」及び「障害年金制度について」
- ・ 診断書（血液・造血器の障害用）の新旧対照表
- ・ 改正後の障害認定基準
- ・ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準の新旧対照表

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 淡河喜雄
会長 白石恒明

(地Ⅲ140)
平成29年10月6日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

障害年金の診断書の様式変更及び障害年金制度の周知依頼について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、障害年金に係る障害の程度の認定については、国民年金・厚生年金保険障害認定基準により行われております。

今般、血液・造血器疾患による障害の障害認定基準の見直しに伴い、障害年金の診断書（血液・造血器の障害用）の様式が変更されることから、別添のとおり広報資料が作成され、厚生労働省年金局事業管理課給付事業室より、本会に対して、周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・障害年金の診断書（血液・造血器疾患による障害）を作成する医師の皆さまへ（2種類）
- ・改正後の診断書
- ・障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項
- ・「診断書を作成する医師・医療機関の皆さまへ」及び「障害年金制度について」
- ・診断書（血液・造血器の障害用）の新旧対照表
- ・改正後の障害認定基準
- ・国民年金・厚生年金保険障害認定基準の新旧対照表

平成29年10月4日

公益社団法人
日本医師会 殿

厚生労働省年金局
事業管理課給付事業室

障害年金の診断書の様式変更及び障害年金制度の周知依頼について

時下、貴会におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より障害年金をはじめ社会保険制度の運営に御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、障害年金に係る障害の程度の認定につきましては、国民年金・厚生年金保険障害認定基準により行っているところですが、このたび、血液・造血器疾患による障害の障害認定基準の見直しに伴い、障害年金の診断書（血液・造血器の障害用）の様式を変更することといたしました。

つきましては、当該変更及び障害年金制度について、広報資料を作成しましたので、診断書を作成していただく貴会会員や医療機関の皆様に対して、ホームページや広報誌の掲載等により広く周知していただきますようお願い申し上げます。

平成29年12月1日から

**国民年金・厚生年金保険の診断書
「血液・造血器疾患の障害用」
（様式第120号の7）の様式が変わります**

障害基礎年金・障害厚生年金の「血液・造血器疾患による障害」についての認定基準見直しに伴い、診断書の様式を下記の通り改正します。

**平成29年11月1日以降に改正後の様式を配布し、
12月1日から新しい様式で認定事務を行います。**

**主な
変更点**

1. 認定に用いる検査項目を見直します。
2. 造血幹細胞移植後の「慢性GVHD」について記載できる欄を設けます。

**「改正後の診断書」を作成する際は、
「診断書作成の留意事項」をご参照ください。**

※ ご不明な点は、[日本年金機構の年金事務所](#)へお問い合わせください。

平成29年12月1日から

国民年金・厚生年金保険の診断書
「血液・造血器疾患の障害用」
（様式第120号の7）の様式が変わります

障害基礎年金・障害厚生年金の「血液・造血器疾患による障害」についての認定基準見直しに伴い、診断書の様式を下記の通り改正します。

平成29年11月1日以降に改正後の様式を配布し、
12月1日から新しい様式で認定事務を行います。

主な
変更点

1. 認定に用いる検査項目を見直します。
2. 造血幹細胞移植後の「慢性GVHD」について記載できる欄を設けます。

「改正後の診断書」を作成する際は、
〇〇〇〇〇〇〇〇会ホームページに掲載の
「診断書作成の留意事項」をご参照ください。

→ 〇〇〇〇〇〇〇〇会ホームページ <http://www.>

〇〇〇〇〇〇〇〇会

検索

※ ご不明な点は、**日本年金機構の年金事務所**へお問い合わせください。

他

国民年金
厚生年金保険

診 断 書

(改正後)

血液・造血器
その他の(障害用)

様式第120号の7

(フリガナ) 氏 名		生年月日		昭和 平成		年 月 日生 (歳)		性別		男 ・ 女	
住 所		住所地の郵便番号		都道 府県		都市 区					
① 障害の原因 となった 傷 病 名		② 傷病の発生日		昭和 平成		年 月 日		診 療 録 で 確 認 認 木 人 の 申 立 て (年 月 日)			
				③ ①のため初めて医 師の診療を受けた日		昭和 平成		年 月 日		診 療 録 で 確 認 認 木 人 の 申 立 て (年 月 日)	
④ 傷病の原因 又は誘因		初診年月日(昭和・平成 年 月 日)		⑤ 既存 障害				⑥ 既往症			
⑦ 傷病が治った(症状が固定して 治療の効果が期待できない状態を 含む。)かどうか。		傷病が治っている場合……………治った日		平成		年 月 日		確 認 推 定			
		傷病が治っていない場合……………症状のよくなる見込				有 ・ 無 ・ 不明					
⑧ 診断書作成医療機関に おける初診時所見		初診年月日 (昭和・平成 年 月 日)									
⑨ 現在までの治療の内容、 反応、期間、経過、 その他の参考となる事項		診療回数		年間 回、月平均 回		手術 歴		手術名 ()			
						手術年月日 (年 月 日)					
⑩ 現在の症状、その他 参考となる事項											
⑪ 計 測 (平成 年 月 日) 測 定		身長		体重		現在 kg		握 力		右 左	
		cm		健康時 kg				視 力		右眼 裸眼 矯正	
視野		調節 機能		聴力レベル		最良語音明瞭度		血 圧		最大	
										mmHg	
										最小	
										mmHg	
⑫ 一 般 状 態 区 分 表 (平成 年 月 日) (該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。)											
ア 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの											
イ 軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが歩行、軽労働や座業はできるもの 例えば、軽い家事、事務など											
ウ 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの											
エ 身のまわりのある程度はできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの											
オ 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの											
障 害 の 状 態											
⑬ 血液・造血器 (平成 年 月 日現症)											
1 臨 床 所 見											
(1) 自覚症状		(3) 検 査 成 績									
易疲労感 (無・有・著)		ア 末梢血液検査(平成 年 月 日) イ 凝固系検査(平成 年 月 日)									
動 悸 (無・有・著)		※アの欄は、治療を行う前の日付、検査数値を記入してください。 ※イの欄は、最も適切に病状が把握できる検査数値及びその日付を記入してください。									
息 切 れ (無・有・著)		ヘモグロビン濃度 () g/dL 凝固因子活性 ((第 因子)) %									
発 熱 (無・有・著)		血 小 板 () 万/μL vWF活性 () %									
紫 斑 (無・有・著)		網 赤 血 球 () 万/μL インヒビター (無 ・ 有)									
月 経 過 多 (無・有・著)		白 血 球 () /μL A P T T () 秒 (基準値 秒)									
関 節 症 状 (無・有・著)		好 中 球 () /μL P T () 秒 (基準値 秒)									
(2) 他 覚 所 見		ウ その他の検査									
易 感 染 性 (無・有・著)		リンパ球 () /μL 病的細胞 () %									
リンパ節腫脹 (無・有・著)		画像検査(検査名) (平成 年 月 日)									
出 血 傾 向 (無・有・著)		所 見 ()									
血 栓 傾 向 (無・有・著)		他の検査(検査名) (平成 年 月 日)									
肝 腫 (無・有・著)		所 見 ()									
脾 腫 (無・有・著)											
2 治 療 状 況		3 そ の 他 の 所 見									
赤血球輸血 (月 回) 血小板輸血 (月 回)											
補充療法 (月 回) 新鮮凍結血漿 (月 回)											
造血幹細胞移植 (無 ・ 有) 有の場合 (平成 年 月 日)											
慢性GVHD (無 ・ 有) 有の場合 (軽症・中等症・重症)											
所見											

「診療録で確認」または「本人の申立て」のどちらかを○で囲み、
本人の申立ての場合は、それを聴取した年月日を記入してください。

(お願い) 臨床所見等は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

(お願い) 太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

1

①1日1時間以上の安静臥床

はい ・ いいえ

食道静脈瘤	無	・	有	(内視鏡による、X線造影による、その他())
肝硬変	無	・	有	(代償性、非代償性)
肝細胞癌	無	・	有	
肝性脳症	無	・	有	(1年以内に発症したことがある)
腹水	無	・	有	・著
消化管出血	無	・	有	(1年以内に発症したことがある)
ビリルビン値の上昇をきたす薬剤の使用	無	・	有	

日理

(2) 他覺所見

(4) 自己導尿の常時施行 無・有 開始年月日：平成 年 月 日
終了年月日：平成 年 月 日

(5) 完全尿失禁状態 無・有 (カテーテル留置：平成 年 月 日)

(6) その他の手術 無・有 ()平成 年 月 日

⑮ 備 考

印

(診断書を作成していただく医師に手渡すまでは、「記入上の注意」を切り離さないでください。)

記入上の注意

- 1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。
〔 また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者になろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 〕
- 2 診断書の様式は、障害の原因となった傷病に応じて次のとおり定めております。この診断書は、次のいずれの障害にも該当せず、かつ、これらの診断書を使用することが適切でないと思われる場合に使用してください。

様式第120号の1	眼の障害用
様式第120号の2	聴覚・鼻腔機能・平衡機能、そしゃく・嚥下機能、音声又は言語機能の障害用
様式第120号の3	肢体の障害用
様式第120号の4	精神の障害用
様式第120号の5	呼吸器疾患の障害用
様式第120号の6－(1)	循環器疾患の障害用
様式第120号の6－(2)	腎疾患・肝疾患、糖尿病の障害用
- 3 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 4 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。
- 5 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
 - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
 - (2) ⑬の1欄は、なるべく具体的に記入してください。
 - (3) ⑬の2欄は、血液・生化学検査値のうち、病状を適切に表していると思われるものを記入してください。

《血液・造血器疾患の障害》

障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項 (平成29年12月1日改正)

表面

①欄 障害の原因となった傷病名
障害年金の支給を求める傷病名を記入してください。

⑨欄 現在までの治療の内容、反応、期間、経過、その他参考となる事項
現在までの治療の内容などは、参考となる事項をできるだけ詳しく記入してください。
また、診療回数は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。
なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。

⑬欄 2～3 治療状況 その他の所見

- 「2 治療状況」には、赤血球輸血、血小板輸血、補充療法、新鮮凍結血漿を実施している場合は、療法ごとに、月単位の実施回数を記入してください。
また、造血幹細胞移植を実施している場合は、有を○で囲み、実施年月日を記入してください。
さらに、慢性GVHDの状態にある場合は、有を○で囲み、「造血細胞移植ガイドライン」における慢性GVHDの臓器別スコア及び重症度分類に沿って、程度（軽症・中等症・重症のいずれかに○）を記入してください。所見には、上記程度と診断した臓器別スコア及びその他所見があれば記入してください。
- 「3 その他の所見」には、「①障害の原因となった傷病名」に關し、その状態を示すその他所見について記入してください。
また、治療に伴う副作用による障害がある場合は、その所見についても記入してください。

（他） 国民年金 診断書 （血液・造血器の障害用） 様式第120号の7

氏名 生年月日 昭和 年 月 日生（歳） 性別 男・女

住所 市 区 町 丁目 番 号

① 障害の原因となった傷病名

② 傷病の発生日 昭和 年 月 日

③ 傷病のため初めて医師の診察を受けた日 昭和 年 月 日

④ 傷病の原因又は誘因 初診年月日（昭和・平成 年 月 日） 診療回数 診察 検査 治療

⑤ 傷病が治っている場合 治った日 平成 年 月 日 確定 認定

⑥ 傷病が治っていない場合 療養の状況 有・無・不明

⑦ 診療回数 初診年月日 昭和 年 月 日

⑧ 現在までの治療の内容、反応、期間、経過、その他の参考となる事項

⑨ 現在の症状、その他参考となる事項

⑩ 検査成績

⑪ 治療状況

⑫ 造血細胞移植

⑬ 2～3 治療状況 その他の所見

⑭ 2 治療状況

⑮ 3 その他の所見

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。（無関係な欄は、斜線により消滅してください。）

③欄 初めて医師の診療を受けた日
この診断書を作成するための診療日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。

初診年月日と現症日の記入漏れがないようお願いします。

⑬欄 (1) 自覚症状 (2) 他覚所見
各症状、所見につき、無、有、著のいずれかを○で囲んでください。

(3) 検査成績

- 「ア末梢血液検査」には、治療を行う前の日付、検査数値を記入してください。
- 「イ凝固系検査」には、最も適切に病状が把握できる検査数値及びその日付を記入してください。

《お願い》

この診断書は、障害年金の障害等級を判定するために、作成をお願いしているものです。
過去の障害の状態については、当時の診療録に基づいて記入してください。
診断書に記入漏れや疑義がある場合は、作成された医師に照会することがありますので、ご了承ください。

※ 氏名・生年月日・住所など記入漏れがないかご確認ください。

● 本人の状態について特記すべきことがあれば記入してください。

(診断書を作成していただく医師に手渡すまでは、「記入上の注意」を切り離さないでください。)

記入上の注意

1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

〔 また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者になろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 〕

2 診断書の様式は、障害の原因となった傷病に応じて次のとおり定めております。この診断書は、次のいずれの障害にも該当せず、かつ、これらの診断書を使用することが適切でないと認められる場合に使用してください。

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| 様式第120号の1 | 眼の障害用 |
| 様式第120号の2 | 聴覚・鼻腔機能・平衡機能、そしゃく・嚥下機能、音声又は言語機能の障害用 |
| 様式第120号の3 | 肢体の障害用 |
| 様式第120号の4 | 精神の障害用 |
| 様式第120号の5 | 呼吸器疾患の障害用 |
| 様式第120号の6－(1) | 循環器疾患の障害用 |
| 様式第120号の6－(2) | 腎疾患・肝疾患、糖尿病の障害用 |

3 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。

4 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。

5 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。

- (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
- (2) ⑩の1欄は、なるべく具体的に記入してください。
- (3) ⑩の2欄は、血液・生化学検査値のうち、病状を適切に表していると思われるものを記入してください。

診断書を作成する 医師・医療機関の皆さまへ

病気やけがなどにより、障害の状態になった患者さんに、国民年金・厚生年金の「**障害年金制度**」をご案内ください。

「障害の状態になった」とは

- 視覚障害や聴覚障害、肢体不自由などの障害
- がんや糖尿病、高血圧、呼吸器疾患などの内部疾患
- 精神の障害

などにより、長期療養が必要で、仕事や生活が著しく制限を受ける状態になったことをいいます。

障害の状態※や保険料の納付期間など、一定の要件を満たしている方は、障害年金を受給することができます。

※障害者手帳の障害等級とは判断基準が異なるため、手帳の交付は受けられても、障害年金を受給できないことがあります。

障害年金についてのお問い合わせやご相談は、
お近くの**年金事務所**または**街角の年金相談センター**で
受け付けています。

所在地は、日本年金機構ホームページ「全国の相談・手続き窓口」をご覧ください。
<http://www.nenkin.go.jp/>

窓口受付時間：平日（月～金）の午前8時30分～午後5時15分

年金相談は、「時間延長」や「週末相談」も実施しています。

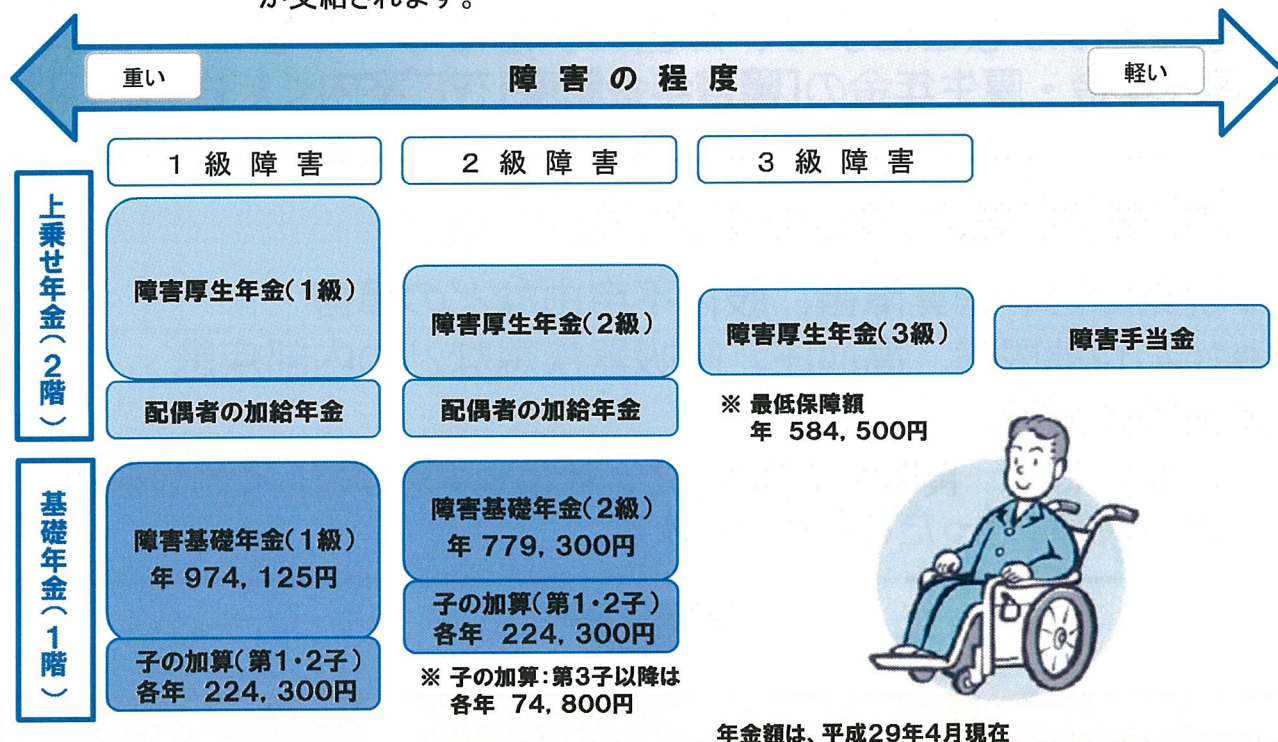
時間延長 週初の開所日 午後5：15～午後7：00まで

週末相談 第2土曜 午前9：30～午後4：00まで

障害年金制度について

障害年金

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。



障害年金を受けるには、次の3つの要件が必要になります

1 初診日に被保険者であること

- 初診日において、国民年金または厚生年金保険の被保険者であるか、または国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の国内居住者であること

【20歳前傷病による障害基礎年金】

初診日において、20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級または2級の障害の状態にあるときなどは、障害基礎年金が支給されます。

2 保険料の納付要件を満たしていること

- 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

【上記要件を満たせない場合の特例】

初診日が平成38年4月1日前のときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

3 一定の障害の状態にあること

- 障害認定日(※)に障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級～3級)に該当すること、または障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級～3級)に該当すること

※障害認定日: 障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内にその傷病が治った場合(症状が固定した場合)はその日

◆障害年金を受けるには、本人またはご家族による年金の請求手続きが必要です。請求窓口は、障害基礎年金はお住まいの市区町村役場または年金事務所、障害厚生年金はお近くの年金事務所になります。

◎ 診断書（血液・造血器の障害用）〔様式第 1 2 0 号の 7〕] 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（表面） （フリガナ） 氏 名 昭和 平成 年 月 日生（ 歳） <u>性 別</u> 男 ・ 女 住 所 <u>住所地の郵便番号</u> <u>都道</u> <u>郡市</u> 府県 区 ① ～ ⑧ （略） ⑨ 現在までの治療の内容、<u>反応</u>、期間、経過、その他の参考となる事項 ⑩ ～ ⑫ （略）	（表面） （フリガナ） 氏 名 昭和 平成 年 月 日生（ 歳） 男 ・ 女 住 所 <u>住所地の郵便番号</u> <u>郡市</u> <u>町区</u> 区 村 ① ～ ⑧ （略） ⑨ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他の参考となる事項 ⑩ ～ ⑫ （略）

⑬ 血液・造血器（平成 年 月 日現症）

1 臨床所見

(1) 自覚症状

易疲労感（無・有・著）
 動悸（無・有・著）
 息切れ（無・有・著）
 発熱（無・有・著）
 紫斑（無・有・著）
 月経過多（無・有・著）
 関節症状（無・有・著）

(2) 他覚所見

易感染性（無・有・著）
 リンパ節腫脹（無・有・著）
 出血傾向（無・有・著）
 血栓傾向（無・有・著）
 肝腫（無・有・著）
 脾腫（無・有・著）

(3) 検査成績

ア 末梢血液検査（平成 年 月 日）

※アの欄は、治療を行う前の日付、検査数値を記入してください。

ヘモグロビン濃度（ ）g/dL
 血小板（ ）万/ μ L
 網赤血球（ ）万/ μ L
 白血球（ ）/ μ L
 好中球（ ）/ μ L
 リンパ球（ ）/ μ L
 病的細胞（ ）%

⑬ 血液・造血器（平成 年 月 日現症）

1 臨床所見

(ア) 自覚症状

疲労感（無・有・著）
 動悸（無・有・著）
 息切れ（無・有・著）
 発熱（無・有・著）
 関節症状（無・有・著）
 易感染性（無・有・著）

(イ) 他覚所見

リンパ節腫脹（無・有・著）
 出血傾向（無・有・著）
 紫斑（無・有・著）
 肝腫（無・有・著）
 脾腫（無・有・著）

2 血液検査成績（平成 年 月 日）

(ア) 末梢血液

赤血球	×万/ μ L
ヘモグロビン濃度	g/dL
ハマトクリット	%
白血球	/ μ L
顆粒球	/ μ L
単球	%
リンパ球	/ μ L
病的細胞	%
血小板	×万/ μ L
網赤血球数	%
血清総蛋白	g/dL

イ 凝固系検査（平成 年 月 日）

※イの欄は、最も適切に病状が把握できる検査数値及びその日付を記入してください。

凝固因子活性（（第 因子）） %

vWF活性（ ） %

インヒビター（無・有）

APTT（ ）秒 （基準値 秒）

P T（ ）秒 （基準値 秒）

ウ その他の検査

画像検査（検査名 ）（平成 年 月 日）

所見（ ）

他の検査（検査名 ）（平成 年 月 日）

所見（ ）

2 治療状況

赤血球輸血（月 回）

補充療法（月 回）

血小板輸血（月 回）

新鮮凍結血漿（月 回）

造血幹細胞移植（無・有） 有の場合（平成 年 月 日）

慢性GVHD（無・有） 有の場合（軽症・中等症・重症）

所見

3 その他の所見

（裏面）

⑭ ～ ⑮ （略）

（イ）骨髄

有核細胞 ×万/ μ l

巨核球 / μ l

赤芽球 %

顆粒球 %

リンパ球 %

病的細胞 ‰

顆粒球(G)赤芽球(E)との比(G/E)

（ウ）出血傾向

出血時間（ ）法 分

APTT（基準値 秒） 秒

（エ）その他

CRP	検査値	LDH	施設基準値	検査値

3 輸血の回数及び総量

回 計 ml
（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

4 凝固因子製剤輸注の回数及び量

回 計 ml
（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

5 造血幹細胞移植

無・有（平成 年 月 日）
経過（ ）

6 その他の所見

（裏面）

⑭ ～ ⑮ （略）

記入上の注意

- 1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。

2～5(2) 略

(3)⑮の2欄は、血液・生化学検査値のうち、病状を適切に表していると思われるものを記入してください。

記入上の注意

- 1 この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。

2～5(2) 略

(3)⑮の2欄は、血液検査値のうち、病状を適切に表していると思われるものを記入してください。

第14節／血液・造血器疾患による障害

血液・造血器疾患による障害の程度は、次により認定する。

1 認定基準

血液・造血器疾患による障害については、次のとおりである。

令別表	障害の程度	障害の状態
国年令別表	1 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	2 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
厚年令別表第1	3 級	身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

血液・造血器疾患による障害の程度は、自覚症状、他覚所見、検査成績、一般状態、治療及び症状の経過等（薬物療法による症状の消長の他、薬物療法に伴う合併症等）、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に、また、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものを3級に該当するものと認定する。

2 認定要領

- (1) 血液・造血器疾患は、臨床像から血液・造血器疾患を次のように大別する。
 - ア 赤血球系・造血不全疾患（再生不良性貧血、溶血性貧血等）
 - イ 血栓・止血疾患（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）
 - ウ 白血球系・造血器腫瘍疾患（白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等）
- (2) 血液・造血器疾患の主要症状としては、顔面蒼白、易疲労感、動悸、息切れ、発熱、頭痛、めまい、知覚異常、紫斑、月経過多、骨痛、関節痛等の自覚症状、黄疸、心雑音、舌の異常、易感染性、出血傾向、血栓傾向、リンパ節腫脹、肝腫、脾腫等の他覚所見がある。

(3) 検査としては、血球算定検査、血液生化学検査、免疫学的検査、鉄代謝検査、骨髓穿刺、リンパ節生検、骨髓生検、凝固系検査、染色体検査、遺伝子検査、細胞表面抗原検査、画像検査（CT検査・超音波検査など）等がある。

(4) 血液・造血器疾患による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。

一般状態区分表

区 分	一 般 状 態
ア	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例え、軽い家事、事務など
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの
エ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
オ	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

(5) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	A表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

ア 赤血球系・造血不全疾患（再生不良性貧血、溶血性貧血等）

A表

区 分	臨 床 所 見
I	1 高度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの 2 輸血をひんぱんに必要とするもの
II	1 中度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの 2 輸血を時々必要とするもの
III	1 軽度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの 2 輸血を必要に応じて行うもの

B表

区 分	検 査 所 見
I	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が 7.0 g / dL 未満のもの (2) 網赤血球数が 2 万 / μ L 未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が 1,000 / μ L 未満のもの (2) 好中球数が 500 / μ L 未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が 2 万 / μ L 未満のもの
II	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が 7.0 g / dL 以上 9.0 g / dL 未満のもの (2) 網赤血球数が 2 万 / μ L 以上 6 万 / μ L 未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が 1,000 / μ L 以上 2,000 / μ L 未満のもの (2) 好中球数が 500 / μ L 以上 1,000 / μ L 未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が 2 万 / μ L 以上 5 万 / μ L 未満のもの
III	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が 9.0 g / dL 以上 10.0 g / dL 未満のもの (2) 網赤血球数が 6 万 / μ L 以上 10 万 / μ L 未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が 2,000 / μ L 以上 3,300 / μ L 未満のもの (2) 好中球数が 1,000 / μ L 以上 2,000 / μ L 未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が 5 万 / μ L 以上 10 万 / μ L 未満のもの

イ 血栓・止血疾患（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）

A表

区 分	臨 床 所 見
I	1 高度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法をひんぱんに行っているもの
II	1 中度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法を時々行っているもの
III	1 軽度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法を必要に応じ行っているもの

（注）補充療法は、凝固因子製剤（代替医薬品やインヒビター治療薬の投与を含む。）の輸注、血小板の輸血、新鮮凍結血漿の投与などを対象にする。

B表

区 分	検 査 所 見
I	1 APTT又はPTが基準値の3倍以上のもの 2 血小板数が2万/ μ L未満のもの 3 凝固因子活性が1%未満のもの
II	1 APTT又はPTが基準値の2倍以上3倍未満のもの 2 血小板数が2万/ μ L以上5万/ μ L未満のもの 3 凝固因子活性が1%以上5%未満のもの
III	1 APTT又はPTが基準値の1.5倍以上2倍未満のもの 2 血小板数が5万/ μ L以上10万/ μ L未満のもの 3 凝固因子活性が5%以上40%未満のもの

（注1）凝固因子活性は、凝固第〔II・V・VII・VIII・IX・X・XI・XIII〕因子とフォンヴィレブランド因子のうち、最も数値の低い一因子を対象にする。

（注2）血栓疾患、凝固因子欠乏症でインヒビターが出現している状態及び凝固第I因子（フィブリノゲン）が欠乏している状態の場合は、B表（検査所見）によらず、A表（臨床所見）、治療及び病状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定する。

ウ 白血球系・造血器腫瘍疾患（白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等）

A表

区 分	臨 床 所 見
I	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等の著しいもの 2 輸血をひんぱんに必要とするもの 3 治療に反応せず進行するもの
II	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等のあるもの 2 輸血を時々必要とするもの 3 継続的な治療が必要なもの
III	継続的ではないが治療が必要なもの

（注1） A表に掲げる治療とは、疾病に対する治療であり、輸血などの主要な症状を軽減するための治療（対症療法）は含まない。

（注2） A表に掲げる治療に伴う副作用による障害がある場合は、その程度に応じて、A表の区分をII以上とする（Common Terminology Criteria for Adverse Events（CTCAE）のグレード2以上の程度を参考とする。）。

B表

区 分	検 査 所 見
I	1 末梢血液中のヘモグロビン濃度が 7.0 g / dL 未満のもの 2 末梢血液中の血小板数が 2 万 / μ L 未満のもの 3 末梢血液中の正常好中球数が 500 / μ L 未満のもの 4 末梢血液中の正常リンパ球数が 300 / μ L 未満のもの
II	1 末梢血液中のヘモグロビン濃度が 7.0 g / dL 以上 9.0 g / dL 未満のもの 2 末梢血液中の血小板数が 2 万 / μ L 以上 5 万 / μ L 未満のもの 3 末梢血液中の正常好中球数が 500 / μ L 以上 1,000 / μ L 未満のもの 4 末梢血液中の正常リンパ球数が 300 / μ L 以上 600 / μ L 未満のもの
III	1 末梢血液中のヘモグロビン濃度が 9.0 g / dL 以上 10.0 g / dL 未満のもの 2 末梢血液中の血小板数が 5 万 / μ L 以上 10 万 / μ L 未満のもの 3 末梢血液中の正常好中球数が 1,000 / μ L 以上 2,000 / μ L 未満のもの 4 末梢血液中の正常リンパ球数が 600 / μ L 以上 1,000 / μ L 未満のもの

- (6) 検査成績は、その性質上変動しやすいものであるので、血液・造血器疾患による障害の程度の判定に当たっては、最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

特に、輸血や補充療法により検査数値が一時的に改善する場合は、治療前の検査成績に基づいて行うものとする。

- (7) 血液・造血器疾患の病態は、各疾患による差異に加え、個人差も大きく現れ、病態によって生じる臨床所見、検査所見も、また様々なので、認定に当たっては前記(5)のA表及びB表によるほか、他の一般検査、特殊検査及び画像診断等の検査成績、病理組織及び細胞所見、合併症の有無とその程度、治療及び病状の経過等を参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

- (8) 造血幹細胞移植の取扱い

ア 造血幹細胞移植を受けたものに係る障害認定に当たっては、術後の症状、移植片対宿主病（GVHD）の有無及びその程度、治療経過、検査成績及び予後等を十分に考慮して総合的に認定する。

イ 慢性GVHDについては、日本造血細胞移植学会（ガイドライン委員会）において作成された「造血細胞移植ガイドライン」における慢性GVHDの臓器別スコア及び重症度分類を参考にして、認定時の具体的な日常生活状況を把握し、併合（加重）認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に認定する。

ウ 障害年金を支給されている者が造血幹細胞移植を受けた場合は、移植片が生着し、安定的に機能するまでの間を考慮して術後1年間は従前の等級とする。

<参考>「有害事象共通用語規準 v4.0 日本語訳 JCOG 版」より抜粋

Common Terminology Criteria for Adverse Events (CTCAE)

クイックリファレンス Quick Reference

NCI 有害事象共通用語規準 v4.0 は、有害事象 (AE) の評価や報告に用いることができる記述的用語集である。また各 AE について重症度のスケール (Grade) を示している。

グレード Grades

Grade は AE の重症度を意味する。CTCAE では Grade 1-5 を以下の原則に従って定義しており、各 AE の重症度の説明を個別に記載している：

Grade 1 軽症；症状がない，または軽度の症状がある；臨床所見または検査所見のみ；治療を要さない

Grade 2 中等症；最小限/局所的/非侵襲的治療を要する；年齢相応の身の回り以外の日常生活動作の制限*

Grade 3 重症または医学的に重大であるが，ただちに生命を脅かすものではない；入院または入院期間の延長を要する；活動不能/動作不能；身の回りの日常生活動作の制限**

Grade 4 生命を脅かす；緊急処置を要する

Grade 5 AE による死亡

Grade 説明文中のセミコロン (;) は「または」を意味する。

日常生活動作 Activities of Daily Living (ADL)

*身の回り以外の日常生活動作 (instrumental ADL) とは食事の準備、日用品や衣服の買い物、電話の使用、金銭の管理などをさす。

**身の回りの日常生活動作 (self care ADL) とは入浴、着衣・脱衣、食事の摂取、トイレの使用、薬の内服が可能で、寝たきりではない状態をさす。

<参考>「造血細胞移植ガイドライン」より抜粋

表6 慢性GVHD の臓器別スコア

	スコア0	スコア1	スコア2	スコア3
皮膚	無症状	< 18% BSA, 硬化病変なし	19 ~ 50% BSA あるいは浅在性硬化病変(つまみあげられる)	> 50% BSA あるいは深在性硬化病変(つまみあげられない)
口腔	無症状	軽症, 経口摂取に影響なし	中等症, 経口摂取が軽度障害される	高度障害, 経口摂取が高度に障害される
眼	無症状	軽度dry eye。日常生活に支障なし(点眼1日3回まで), 無症状の角結膜炎	中等度dry eye。日常生活に軽度支障あり(点眼1日4回以上), 視力障害なし	高度dry eye。日常生活に高度支障あり, 眼症状のため労働不可, 視力障害
消化管	無症状	嚥下困難, 食欲低下, 嘔気, 嘔吐, 腹痛, 下痢, 5%以上の体重減少を伴わない。	5 ~ 15%の体重減少を伴う消化器症状	15%以上の体重減少を伴う消化器症状あるいは食道拡張
肝	無症状	Bil, ALP, AST, ALT の正常上限の2倍以内の上昇	Bil > 3mg/dL あるいは Bil, 他の酵素の正常上限の2~5倍の上昇	Bil, 他の酵素の正常上限の5倍以上の上昇
肺	無症状 FEV ₁ ^{*1} > 80% or LFS ^{*2} = 2	階段昇降時息切れ FEV ₁ : 60 ~ 79% or LFS: 3 ~ 5	歩行時息切れ FEV ₁ : 40 ~ 59% or LFS: 6 ~ 9	安静時息切れ FEV ₁ < 39% or LFS: 10 ~ 12
関節・筋膜	無症状	日常生活に影響しない軽度の拘縮, 可動制限	日常生活に支障のある拘縮, 可動制限, 筋膜炎による紅斑	日常生活に高度支障をきたす拘縮, 可動制限(靴紐結び, ボタンがけ, 着衣など不能)
性器	無症状	内診で軽度異常あるが軽度不快程度で性交痛なし	内診で中等度異常あり, 不快あり	内診で高度異常あり, 内診不応, 性交痛あり

^{*1} FEV₁; % predicted, ^{*2} LFS: Lung Function Score; FEV score + DLCO score.

FEV score, DLCO score はともに > 80% = 1, 70 ~ 79% = 2, 60 ~ 69% = 3, 50 ~ 59% = 4, 40 ~ 49% = 5, 30 ~ 39% = 6

慢性GVHD の重症度は, 各臓器別にスコアリングを行い, 決定する。

慢性 GVHD（移植片対宿主病）の全般的重症度（NIH）

● 軽症

1 か所あるいは2 か所の臓器障害で各臓器スコアが1 を超えない、かつ肺病変を認めない。

● 中等症

① 3 か所以上の臓器障害を認めるが、各臓器スコアは1 を超えない。

② 肺以外の1 臓器以上でスコア2 の障害を認める。

③ スコア1 の肺病変

のいずれか

● 重症

① 少なくとも1 つの臓器でスコア3 の臓器障害を認める。

② スコア2 あるいは3 の肺病変

のいずれか

付記

皮膚：スコア2 以上の皮膚病変を認める場合に全般的重症度に換算される。

肺：FEV1 を全般的重症度の換算に用いる。

はっきりとした GVHD 以外の原因による臓器障害がある場合には、その臓器は換算しない。

GVHD を含む複数の原因による臓器障害である場合は、そのまま換算する。

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第14節／血液・造血器疾患による障害）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																																																																				
第3 障害認定に当たっての基準 第1章 障害等級認定基準 第14節／血液・造血器疾患による障害 血液・造血器疾患による障害の程度は、次により認定する。 1 認定基準（略） 2 認定要領 (1) 血液・造血器疾患は、<u>臨床像から血液・造血器疾患を次のように大別する。</u> <u>ア 赤血球系・造血不全疾患（再生不良性貧血、溶血性貧血等）</u> <u>イ 血栓・止血疾患（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）</u> <u>ウ 白血球系・造血器腫瘍疾患（白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等）</u>	第3 障害認定に当たっての基準 第1章 障害等級認定基準 第14節／血液・造血器疾患による障害 血液・造血器疾患による障害の程度は、次により認定する。 1 認定基準（略） 2 認定要領 (1) 血液・造血器疾患は、<u>医学研究の進歩によって、診断、治療法が特に著しく変化しつつある。</u> <u>したがって、血液・造血器疾患の分類は、研究者の見解によって多少異なる分類法がなされている。</u>																																																																				
(2) 血液・造血器疾患の主要症状としては、顔面蒼白、易疲労感、動悸、息切れ、<u>発熱、頭痛、めまい、知覚異常、紫斑、月経過多、骨痛、関節痛等の自覚症状、黄疸、心雑音、舌の異常、易感染性、出血傾向、血栓傾向、リンパ節腫脹、肝腫、脾腫等の他覚所見がある。</u>	(2) 血液・造血器疾患の主要症状としては、顔面蒼白、易疲労感、動悸、息切れ、頭痛、めまい、知覚異常、<u>出血傾向、骨痛、関節痛等の自覚症状、発熱、黄疸、心雑音、舌の異常、感染、出血斑、リンパ節腫大、血栓等の他覚所見がある。</u>																																																																				
(3) 検査としては、<u>血球算定検査、血液生化学検査、免疫学的検査、鉄代謝検査、骨髄穿刺、リンパ節生検、骨髄生検、凝固系検査、染色体検査、遺伝子検査、細胞表面抗原検査、画像検査（CT検査・超音波検査など）</u>等がある。	(3) 検査成績としては、<u>血液一般検査、血液生化学検査、免疫学的検査、鉄代謝検査、骨髄穿刺、血液ガス分析、超音波検査、リンパ節生検、骨髄生検、凝固系検査、染色体分析、遺伝子分析、骨シンチグラム等</u>がある。																																																																				
	(4) <u>血液一般検査での検査項目及び異常値の一部を示すと次のとおりである。</u>																																																																				
	<table><tr><th rowspan="3">検査項目</th><th rowspan="3">単位</th><th colspan="3">異常値</th></tr><tr><th>軽度</th><th>中等度</th><th>高度</th></tr><tr><th>以上～未満</th><th>以上～未満</th><th>—</th></tr><tr><td rowspan="6">末梢血</td><td>ヘモグロビン濃度</td><td>g/dℓ</td><td>9～10</td><td>7～9</td><td>7未満</td></tr><tr><td>赤血球数</td><td>万/μℓ</td><td>300～350</td><td>200～300</td><td>200未満</td></tr><tr><td>白血球数</td><td>個/μℓ</td><td>2,000～4,000</td><td>1,000～2,000</td><td>1,000未満</td></tr><tr><td>顆粒球数</td><td>個/μℓ</td><td>1,000～2,000</td><td>500～1,000</td><td>500未満</td></tr><tr><td>リンパ球数</td><td>個/μℓ</td><td>600～1,000</td><td>300～600</td><td>300未満</td></tr><tr><td>血小板数</td><td>万/μℓ</td><td>5～10</td><td>2～5</td><td>2未満</td></tr><tr><td rowspan="3">骨髄</td><td>有核細胞</td><td>万/μℓ</td><td>5～10</td><td>2～5</td><td>2未満</td></tr><tr><td>巨核球数</td><td>/μℓ</td><td>30～50</td><td>15～30</td><td>15未満</td></tr><tr><td>リンパ球</td><td>%</td><td>20～40</td><td>40～60</td><td>60以上</td></tr><tr><td>出血時間（Duke法）</td><td>分</td><td>6～8</td><td>8～10</td><td>10以上</td></tr><tr><td>APTT（基準値）</td><td>秒</td><td>基準値の1.5倍～2倍</td><td>基準値の2倍～3倍</td><td>基準値の3倍以上</td></tr></table>	検査項目	単位	異常値			軽度	中等度	高度	以上～未満	以上～未満	—	末梢血	ヘモグロビン濃度	g/dℓ	9～10	7～9	7未満	赤血球数	万/μℓ	300～350	200～300	200未満	白血球数	個/μℓ	2,000～4,000	1,000～2,000	1,000未満	顆粒球数	個/μℓ	1,000～2,000	500～1,000	500未満	リンパ球数	個/μℓ	600～1,000	300～600	300未満	血小板数	万/μℓ	5～10	2～5	2未満	骨髄	有核細胞	万/μℓ	5～10	2～5	2未満	巨核球数	/μℓ	30～50	15～30	15未満	リンパ球	%	20～40	40～60	60以上	出血時間（Duke法）	分	6～8	8～10	10以上	APTT（基準値）	秒	基準値の1.5倍～2倍	基準値の2倍～3倍	基準値の3倍以上
検査項目	単位			異常値																																																																	
				軽度	中等度	高度																																																															
		以上～未満	以上～未満	—																																																																	
末梢血	ヘモグロビン濃度	g/dℓ	9～10	7～9	7未満																																																																
	赤血球数	万/μℓ	300～350	200～300	200未満																																																																
	白血球数	個/μℓ	2,000～4,000	1,000～2,000	1,000未満																																																																
	顆粒球数	個/μℓ	1,000～2,000	500～1,000	500未満																																																																
	リンパ球数	個/μℓ	600～1,000	300～600	300未満																																																																
	血小板数	万/μℓ	5～10	2～5	2未満																																																																
骨髄	有核細胞	万/μℓ	5～10	2～5	2未満																																																																
	巨核球数	/μℓ	30～50	15～30	15未満																																																																
	リンパ球	%	20～40	40～60	60以上																																																																
出血時間（Duke法）	分	6～8	8～10	10以上																																																																	
APTT（基準値）	秒	基準値の1.5倍～2倍	基準値の2倍～3倍	基準値の3倍以上																																																																	

- (4) 血液・造血器疾患による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。

一般状態区分表 (略)

- (5) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	A表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

ア 赤血球系・造血不全疾患（再生不良性貧血、溶血性貧血等）

A表

区分	臨 床 所 見
I	1 高度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの 2 輸血をひんぱんに必要とするもの
II	1 中度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの 2 輸血を時々必要とするもの
III	1 軽度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの 2 輸血を必要に応じて行うもの

- (5) 個別の各疾患に用いる検査法は、それぞれ異なっており、さらに、前記(4)に示した検査項目の他にも免疫学的検査を中心にした様々な特殊検査があり、診断、治療法は日々進歩している。

さらに、血液・造血器疾患の病態は、各疾患による差異に加え、個人差も大きく現れ、病態も様々である。

したがって、検査成績のみをもって障害の程度を認定することなく、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

- (6) 血液・造血器疾患による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。

一般状態区分表 (略)

- (7) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

ア 難治性貧血群（再生不良性貧血、溶血性貧血等）

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	A表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表Ⅰ欄に掲げる1から4までのうち、3つ以上に該当するもの（ただし、溶血性貧血の場合は、A表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅰ欄の1に該当するもの）で、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表Ⅱ欄に掲げる1から4までのうち、3つ以上に該当するもの（ただし、溶血性貧血の場合は、A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅱ欄の1に該当するもの）で、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表Ⅲ欄に掲げる1から4までのうち、3つ以上に該当するもの（ただし、溶血性貧血の場合は、A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅲ欄の1に該当するもの）で、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

A表

区分	臨 床 所 見
I	1 治療により貧血改善はやや認められるが、なお高度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの 2 輸血をひんぱんに必要とするもの
II	1 治療により貧血改善はやや認められるが、なお中度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの 2 輸血を時々必要とするもの
III	1 治療により貧血改善は少し認められるが、なお軽度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの 2 輸血を必要に応じて行うもの

B表

区分	検 査 所 見
I	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が7.0 g/dL未満のもの (2) 網赤血球数が2万/μL未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が1,000/μL未満のもの (2) 好中球数が500/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/μL未満のもの
II	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が7.0 g/dL以上9.0 g/dL未満のもの (2) 網赤血球数が2万/μL以上6万/μL未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が1,000/μL以上2,000/μL未満のもの (2) 好中球数が500/μL以上1,000/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの
III	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が9.0 g/dL以上10.0 g/dL未満のもの (2) 網赤血球数が6万/μL以上10万/μL未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が2,000/μL以上3,300/μL未満のもの (2) 好中球数が1,000/μL以上2,000/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が5万/μL以上10万/μL未満のもの

B表

区分	検 査 所 見
I	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が7.0 g/dL未満のもの (2) 赤血球数が200万/μL未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が1,000/μL未満のもの (2) 顆粒球数が500/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/μL未満のもの 4 骨髓像で、次のいずれかに該当するもの (1) 有核細胞が2万/μL未満のもの (2) 巨核球数が15/μL未満のもの (3) リンパ球が60%以上のもの (4) 赤芽球が5%未満のもの
II	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が7.0 g/dL以上9.0 g/dL未満のもの (2) 赤血球数が200万/μL以上300万/μL未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が1,000/μL以上2,000/μL未満のもの (2) 顆粒球数が500/μL以上1,000/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの 4 骨髓像で、次のいずれかに該当するもの (1) 有核細胞が2万/μL以上5万/μL未満のもの (2) 巨核球数が15/μL以上30/μL未満のもの (3) リンパ球が40%以上60%未満のもの (4) 赤芽球が5%以上10%未満のもの
III	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が9.0 g/dL以上10.0 g/dL未満のもの (2) 赤血球数が300万/μL以上350万/μL未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が2,000/μL以上4,000/μL未満のもの (2) 顆粒球数が1,000/μL以上2,000/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が5万/μL以上10万/μL未満のもの 4 骨髓像で、次のいずれかに該当するもの (1) 有核細胞が5万/μL以上10万/μL未満のもの (2) 巨核球数が30/μL以上50/μL未満のもの (3) リンパ球が20%以上40%未満のもの (4) 赤芽球が10%以上15%未満のもの

イ 血栓・止血疾患（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）

イ 出血傾向群（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	A表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	A表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	A表III欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表III欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

A表

区分	臨 床 所 見
I	1 高度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法をひんぱんに行っているもの
II	1 中度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法を時々行っているもの
III	1 軽度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法を必要に応じ行っているもの

A表

区分	臨 床 所 見
I	1 高度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤をひんぱんに輸注しているもの
II	1 中度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤を時々輸注しているもの
III	1 軽度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤を必要に応じ輸注しているもの

（注） 補充療法は、凝固因子製剤（代替医薬品やインヒビター治療薬の投与を含む。）の輸注、血小板の輸血、新鮮凍結血漿の投与などを対象にする。

B 表

区分	検 査 所 見
I	<u>1 APTT又はPTが基準値の3倍以上のもの</u> <u>2 血小板数が2万/μL未満のもの</u> <u>3 凝固因子活性が1%未満のもの</u>
II	<u>1 APTT又はPTが基準値の2倍以上3倍未満のもの</u> <u>2 血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの</u> <u>3 凝固因子活性が1%以上5%未満のもの</u>
III	<u>1 APTT又はPTが基準値の1.5倍以上2倍未満のもの</u> <u>2 血小板数が5万/μL以上10万/μL未満のもの</u> <u>3 凝固因子活性が5%以上40%未満のもの</u>

(注1) 凝固因子活性は、凝固第〔II・V・VII・VIII・IX・X・XI・XIII〕因子とフォンウィレブランド因子のうち、最も数値の低い一因子を対象にする。

(注2) 血栓疾患、凝固因子欠乏症でインヒビターが出現している状態及び凝固第I因子(フィブリノゲン)が欠乏している状態の場合は、B表(検査所見)によらず、A表(臨床所見)、治療及び病状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定する。

ウ 白血球系・造血器腫瘍疾患(白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等)

A 表

区分	臨 床 所 見
I	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等の著しいもの 2 輸血をひんぱんに必要とするもの 3 治療に反応せず進行するもの
II	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等のあるもの 2 輸血を時々必要とするもの 3 継続的な治療が必要なもの
III	継続的ではないが治療が必要なもの

(注1) A表に掲げる治療とは、疾病に対する治療であり、輸血などの主要な症状を軽減するための治療(対症療法)は含まない。

(注2) A表に掲げる治療に伴う副作用による障害がある場合は、その程度に応じて、A表の区分をII以上とする(Common Terminology Criteria for Adverse Events (CTCAE)のグレード2以上の程度を参考とする。)

B 表

区分	検 査 所 見
I	<u>1 出血時間(デューク法)が10分以上のもの</u> <u>2 APTTが基準値の3倍以上のもの</u> <u>3 血小板数が2万/μL未満のもの</u>
II	<u>1 出血時間(デューク法)が8分以上10分未満のもの</u> <u>2 APTTが基準値の2倍以上3倍未満のもの</u> <u>3 血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの</u>
III	<u>1 出血時間(デューク法)が6分以上8分未満のもの</u> <u>2 APTTが基準値の1.5倍以上2倍未満のもの</u> <u>3 血小板数が5万/μL以上10万/μL未満のもの</u>

ウ 造血器腫瘍群(白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等)

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	A表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	A表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	A表III欄に掲げる所見があり、B表III欄に掲げる所見があるもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

A 表

区分	臨 床 所 見
I	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染症、肝脾腫等の著しいもの 2 輸血をひんぱんに必要とするもの 3 急性転化の症状を示すもの
II	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染症、肝脾腫等のあるもの 2 輸血を時々必要とするもの 3 容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの
III	治療に反応するが、肝脾腫を示しやすいもの

B表

区分	検 査 所 見
I	1 末梢血液中のヘモグロビン濃度が7.0g/dL未満のもの 2 末梢血液中の血小板数が2万/μL未満のもの 3 末梢血液中の正常好中球数が500/μL未満のもの 4 末梢血液中の正常リンパ球数が300/μL未満のもの
II	1 末梢血液中のヘモグロビン濃度が7.0g/dL以上9.0g/dL未満のもの 2 末梢血液中の血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの 3 末梢血液中の正常好中球数が500/μL以上1,000/μL未満のもの 4 末梢血液中の正常リンパ球数が300/μL以上600/μL未満のもの
III	1 末梢血液中のヘモグロビン濃度が9.0g/dL以上10.0g/dL未満のもの 2 末梢血液中の血小板数が5万/μL以上10万/μL未満のもの 3 末梢血液中の正常好中球数が1,000/μL以上2,000/μL未満のもの 4 末梢血液中の正常リンパ球数が600/μL以上1,000/μL未満のもの

- (6) 検査成績は、その性質上変動しやすいものであるので、血液・造血器疾患による障害の程度の判定に当たっては、最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

特に、輸血や補充療法により検査数値が一時的に改善する場合は、治療前の検査成績に基づいて行うものとする。

- (7) 血液・造血器疾患の病態は、各疾患による差異に加え、個人差も大きく現れ、病態によって生じる臨床所見、検査所見も、また様々なので、認定に当たっては前記(5)のA表及びB表によるほか、他の一般検査、特殊検査及び画像診断等の検査成績、病理組織及び細胞所見、合併症の有無とその程度、治療及び病状の経過等を参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

(8) 造血幹細胞移植の取扱い

ア 造血幹細胞移植を受けたものに係る障害認定に当たっては、術後の症状、移植片対宿主病（GVHD）の有無及びその程度、治療経過、検査成績及び予後等を十分に考慮して総合的に認定する。

イ 慢性GVHDについては、日本造血細胞移植学会（ガイドライン委員会）において作成された「造血細胞移植ガイドライン」における慢性GVHDの臓器別スコア及び重症度分類を参考にして、認定時の具体的な日常生活状況を把握し、併合（加重）認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に認定する。

ウ 障害年金を支給されている者が造血幹細胞移植を受けた場合は、移植片が生着し、安定的に機能するまでの間を考慮して術後1年間は従前の等級とする。

B表

区分	検 査 所 見
I	1 病的細胞が出現しているもの 2 末梢血液中の赤血球数が200万/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/μL未満のもの 4 末梢血液中の正常顆粒球数が500/μL未満のもの 5 末梢血液中の正常リンパ球数が300/μL未満のもの 6 C反応性タンパク（CRP）の陽性のもの 7 乳酸脱水酵素（LDH）の上昇を示すもの
II	1 白血球数が正常化し難いもの 2 末梢血液中の赤血球数が200万/μL以上300万/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの 4 末梢血液中の正常顆粒球数が500/μL以上1,000/μL未満のもの 5 末梢血液中の正常リンパ球数が300/μL以上600/μL未満のもの
III	白血球が増加しているもの

- (8) 検査成績は、その性質上変動しやすいものであるので、血液・造血器疾患による障害の程度の判定に当たっては、最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

- (9) 急性転化では、その発症の頻度、寛解に至るまでの経過を参考にして認定する。

- (10) 血液・造血器疾患は、一般検査、特殊検査の検査成績等を参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

<参考>「有害事象共通用語規準v4.0日本語訳ICOG版」より抜粋

Common Terminology Criteria for Adverse Events (CTCAE)

クイックリファレンスQuick Reference

NCI有害事象共通用語規準v4.0は、有害事象（AE）の評価や報告に用
いることができる記述的用語集である。また各AEについて重症度の
スケール（Grade）を示している。

グレード Grades

Grade はAE の重症度を意味する。CTCAE ではGrade 1-5 を以下の原
則に従って定義しており、各AE の重症度の説明を個別に記載して
いる：

Grade 1 軽症；症状がない、または軽度の症状がある；臨床所見また
は検査所見のみ；治療を要さない

Grade 2 中等症；最小限/局所的/非侵襲的治療を要する；年齢相応の
身の回り以外の日常生活動作の制限*

Grade 3 重症または医学的に重大であるが、ただちに生命を脅かすも
のではない；入院または入院期間の延長を要する；活動不能/動作
不能；身の回りの日常生活動作の制限**

Grade 4 生命を脅かす；緊急処置を要する

Grade 5 AE による死亡

Grade 説明文中のセミコロン（;）は「または」を意味する。

日常生活動作 Activities of Daily Living (ADL)

*身の回り以外の日常生活動作（instrumental ADL）とは食事の準備
、日用品や衣服の買い物、電話の使用、金銭の管理などをさす。

**身の回りの日常生活動作（self care ADL）とは入浴、着衣・脱衣
、食事の摂取、トイレの使用、薬の内服が可能で、寝たきりではな
い状態をさす。

<参考>「造血細胞移植ガイドライン」より抜粋

表6 慢性GVHD の臓器別スコア

	スコア0	スコア1	スコア2	スコア3
皮膚	無症状	< 18% BSA, 硬化病変なし	19 ~ 50% BSA あるいは浅 在性硬化病変 (つまみあげられ る)	> 50% BSA あるいは深在性 硬化病変(つま みあげれない)
口腔	無症状	軽症, 経口摂取 に影響なし	中等症, 経口摂 取が軽度障害さ れる	高度障害, 経口 摂取が高度に障 害される
眼	無症状	軽度dry eye。日 常生活に支障な し(点眼1日3回 まで), 無症状の 角結膜炎	中等度dry eye。日 常生活に軽度 支障あり(点眼1 日4回以上), 視 力障害なし	高度dry eye。日 常生活に高度支 障あり, 眼症状 のため労働不 可, 視力障害
消化 管	無症状	嚥下困難, 食欲 低下, 嘔気, 嘔 吐, 腹痛, 下痢, 5%以上の体重 減少を伴わな い。	5 ~ 15%の体 重減少を伴う消 化器症状	15%以上の体重 減少を伴う消化 器症状あるいは 食道拡張
肝	無症状	Bil, ALP, AST, ALTの正常上限 の2倍以内の上 昇	Bil >3mg/dL あるいはBil, 他 の酵素の正常上 限の2~5倍の 上昇	Bil, 他の酵素の 正常上限の5倍 以上の上昇
肺	無症状 FEV ₁ *1> 80%or LFS * 2=2	階段昇降時息切 れFEV ₁ :60 ~ 79%or LFS:3~ 5	歩行時息切れ FEV ₁ :40 ~ 59 %or LFS:6~9	安静時息切れ FEV ₁ < 39% or LFS:10 ~ 12
関 節・ 筋 膜	無症状	日常生活に影響 しない軽度の拘 縮, 可動制限	日常生活に支障 のある拘縮, 可 動制限, 筋膜 炎による紅斑	日常生活に高度 支障をきたす拘 縮, 可動制限 (靴紐結び, ボタ ンがけ, 着衣な ど不能)
性器	無症状	内診で軽度異常 あるが軽度不快 程度で性交痛 なし	内診で中等度異 常あり, 不快あり	内診で高度異常 あり, 内診不応, 性交痛あり

*1 FEV₁: % predicted, *2 LFS:Lung Function Score;FEV score +

DLCO score.

FEV score, DLCO score はともに> 80%=1, 70 ~ 79%=2, 60 ~

59%=3, 50 ~ 59%=4,

40 ~ 49%=5, 30 ~ 39%=6

慢性GVHD の重症度は, 各臓器別にスコアリングを行い, 決定する。

慢性GVHD（移植片対宿主病）の全般的重症度（NIH）

● 軽症

1か所あるいは2か所の臓器障害で各臓器スコアが1を超えない、かつ肺病変を認めない。

● 中等症

① 3か所以上の臓器障害を認めるが、各臓器スコアは1を超えない

② 肺以外の1臓器以上でスコア2の障害を認める。

③ スコア1の肺病変

のいずれか

● 重症

① 少なくとも1つの臓器でスコア3の臓器障害を認める。

② スコア2あるいは3の肺病変

のいずれか

付記

皮膚：スコア2以上の皮膚病変を認める場合に全般的重症度に換算される。

肺：FEV1を全般的重症度の換算に用いる。

はっきりとしたGVHD以外の原因による臓器障害がある場合には、その臓器は換算しない。

GVHDを含む複数の原因による臓器障害である場合は、そのまま換算する。